

開示・訂正・削除・利用停止等の請求手続きについて

当社がお客さまからの請求により、お客さまに対して保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正等（内容の訂正、追加又は削除）、利用停止等（利用の訂正又は消去）及び第三者提供の停止並びに第三者提供記録の開示（以下「開示等」といいます。）をする場合の手続を以下のとおり公表いたします。

1. 開示等の対象となる保有個人データ

開示等の対象となる個人情報とは、当社の保有する個人情報のうち、当社が開示等の権限を有するもの（以下「保有個人データ」といい、当社の第三者提供記録（個人情報保護法第33条第5項に定義されるものをいいます。以下同じです。）を含みます。）に限ります。

2. 開示等及び苦情の相談窓口

当社における保有個人データの開示等の請求及び保有個人データの取扱いに関する苦情の相談窓口は以下のとおりです。

【開示等の請求窓口】

エー・アイ・キャピタル株式会社 個人情報保護相談窓口

①住所 〒 100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

②電話番号 03-5218-5230

③受付時間 月曜日～金曜日 9:30～17:00

（ただし、国民の祝日、年末年始を除く。）

【ご相談・苦情等の窓口】

一般社団法人資産運用業協会 会員監査部投資者相談室

①電話番号 03-6821-8756

②受付時間 月曜日～金曜日 9:00～11:30、12:30～17:00

（ただし、国民の祝日、年末年始を除く。）

3. 開示等の請求等の手続

(1) 相談窓口への郵送

以下の書類を封緘して相談窓口宛にご郵送してください。

- ① 「保有個人データ開示等請求書」（下記6.申請書よりダウンロードしてご使用下さい。）
- ② 本人確認書類（下記(2)をご覧ください。代理人がご請求される場合は下記(4)の書類も必要となります。）
- ③ 手数料等相当分の郵便切手（下記(3)をご覧ください。）

(2) 本人確認書類

お客さまの本人確認としては、以下の本人確認書類の写しをご送付ください。

- ① 運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード（個人番号の記載された面は送付しないでください。）等の官公庁が発行した顔写真付き証明書の写し・・・1点のみ

の送付で構いません。

- ② 健康保険被保険者証、年金手帳等の官公庁が発行した顔写真のない証明書の写し

(3) 手数料等

お客さまの1つのご請求につき、手数料1,000円(税込)を頂きます。1,000円分の定額小為替(郵便局発行)を請求書等と共にご送付ください(複数のご請求を同時にされる場合はその合計金額に相当する郵便切手をご送付ください)。なお、当社が開示等の請求等に応じられない場合も手数料等は返金いたしません。

(4) 代理人による開示等の請求等の場合

開示等の請求等をされる方が、未成年、成年被後見人等の本人の法定代理人、本人から委任を受けた本人が指定した任意代理人である場合には、上記(2)の本人確認書類と併せて、次のA.及びB.の書類も併せてご郵送ください。

A. 代理権を確認するための書類

① 法定代理人の場合

a. 未成年の場合

本人の戸籍抄本又は扶養家族が記入された保険証(写)

b. 成年被後見人の場合

後見登記等に関する法律第10条に規定する登記証明事項

② 任意代理人の場合

「委任状」及び本人の印鑑登録証明書

B. 代理人の本人確認をするための本人確認書類

代理人について上記(2)に掲げる本人確認書類を併せてご送付してください。

4. ご請求に応じられない場合

以下の(1)~(3)の場合には、お客さまからの請求に応じることができません。

(1) ご請求の不備等により請求を受理できない場合

以下の場合には、ご請求を受理することはできません。不備な箇所を修正したうえで、当社所定の手続に従い申請書類の再提出をお願いします。

- ① 当社指定の請求書類を使用していない場合
- ② 提出に必要な書類等が足りない場合
- ③ 請求書に記載された事項ではお客さまご本人を特定できない場合
- ④ 申請書に記載されている住所、本人確認のための書類に記載されている住所、当社の登録住所が一致しない場合等、ご本人からの請求であることが確認できない場合
- ⑤ 代理人による申請に際して、その代理権が確認できない場合
- ⑥ その他、お客さまから提出いただいた申請書類に不備があった場合
- ⑦ 当社が定める手続でなく請求された場合

(2) 開示等の請求等をお断りする場合

A. 利用目的の通知

以下の場合には、請求される保有個人データの利用目的の通知には応じることはできません。

- ① 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

B. 開示

以下の場合には、請求にかかる保有個人データを開示することはできません。

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 開示により、他の法令に違反することとなる場合
- ④ 開示について、他の法令の規定により特別の手續が定められている場合

C. 訂正等（訂正、追加、削除）

以下の場合には、請求にかかる保有個人データの訂正等には応じることはできません。

- ① その内容の訂正、追加、削除について、他の法令の規定により特別の手續が定められている場合
- ② その内容の訂正、追加又は削除が、当該保有個人データの利用目的の達成のために必要でない場合

D. 利用停止等（利用停止、消去）

請求にかかる保有個人データの利用停止等は、以下の理由が認められる場合に応じるものとします。

- ① 本人が識別される保有個人データが、利用目的達成に必要な範囲を超えて取得されている場合
- ② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している場合
- ③ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合
- ④ 法定の除外事由がないのに本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得した場合

また、以下の場合には、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で利用停止等を行います。

- ① 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合（ただし、本人の

権利利益の侵害を防止するために必要な限度で利用停止等を行います。)

- ② 本人が識別される保有個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保にかかる事態が生じた場合
- ③ 本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

ただし、利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難であり、かつ本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとった場合は、利用停止等を行わないものとします。

E. 第三者提供の停止

請求にかかる保有個人データの第三者提供は、本人が識別される保有個人データがあらかじめ本人同意を得ずに本邦又は外国の第三者に提供されている場合に応じるものとします。

また、以下の場合は、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で第三者提供の停止を行います。

- ① 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合（ただし、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で利用停止等を行います。）
- ② 本人が識別される保有個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保にかかる事態が生じた場合
- ③ 本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

ただし、第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者の提供を停止することが困難であり、かつ、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとった場合は、第三者提供の停止を行わないものとします。

5. 開示等・不開示等の決定の通知

(1) 保有個人データ開示等決定通知書の通知

当社は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をする旨決定したとき又は全部又はその一部を除いた部分について開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をする旨決定したときは、請求者であるお客さま又は代理人様に対し、「保有個人データ開示等決定通知書」の送付により通知いたします。

(2) 保有個人データ不開示等決定通知書の通知

当社は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をしない旨決定したとき又は全部について、開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をしない旨決定したときは、請求者であるお客さま又は代理人様に対し、「保有個人データ不開示等決定通知書」の送付により通知いたします。

6. 申請書

下記申請書をダウンロードし、上記 1～5 をご確認の上、申請書を作成してください。

[保有個人データ開示等請求書](#)

以上